

平成23年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

（1）監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成23年度定期監査

（2）監査の対象

平成22年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

（3）監査の実施

6機関について、平成23年5月から同年8月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

（4）監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費、委託料及び工事請負費を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果と措置

（1）結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、3機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の3機関においては、次のとおり是正又は改善を要する3件の文書注意事項があった。

文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

3件

（2）監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告:平成23年10月11日 公表:平成23年10月11日	通知: 穰24年 3月22日 公表: 穰24年 4月 6日

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		
県立病院課	診療報酬における患者負担分に係る未収金は、県全体で前年度より減少しているが、依然として多額となっている。	診療報酬における患者負担分に係る未収金については、鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領に基づき未収金回収計画を作成し、引き続き電話督促や文書催告を行うとともに、戸別訪問により未収金回収に努めた。 また、悪質な未納者に対しては、法的措置として支払督促を行った。
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	診療報酬における患者負担分に係る未収金は、前年度より増加し、依然として多額となっている。	診療報酬における患者負担分に係る未収金については、鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領に基づき未収金回収計画を作成し、引き続き電話督促や文書催告を行うとともに、戸別訪問により未収金回収に努めた。 なお、文書催告については、毎月行うこととした。 また、悪質な未納者に対しては、法的措置として支払督促を行った。
始良病院	職員手当の不足払いがある。 (是正済)	—